

○松阪市建築計画概要書等閲覧規程

平成17年1月1日告示第21号

改正

平成18年6月30日告示第159号

平成22年3月31日告示第99号

平成23年3月31日告示第129号

平成26年3月31日告示第170号

平成29年3月21日告示第99号

令和7年9月16日告示第319号

松阪市建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3の規定に基づき、同条第1項各号に規定する書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、次のとおりとする。

松阪市建設部建築開発課

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における概要書等の閲覧時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(閲覧所の休業日)

第4条 閲覧所の休業日（概要書等を閲覧に供しない日をいう。以下同じ。）は、松阪市の休日定める条例（平成17年松阪市条例第2号）第1条第1項に定める日とする。

(臨時休業日)

第5条 市長は、概要書等の整理その他必要と認めたときは、前2条の規定にかかわらず臨時に休業日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第6条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申込書（別記様式）により必要な事項を記して閲覧の申請をしなければならない。ただし、審査中の概要書等については、閲覧することができない。

(閲覧の禁止又は停止)

第7条 市長は、概要書等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 概要書等を、閲覧所以外に持ち出すおそれがあるとき。
- (2) 概要書等を汚損し損傷し、若しくは加筆し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) カメラ（カメラ付携帯電話を含む。）による撮影をし、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 国土交通省が発信する技術的助言及び閲覧所に掲示する注意事項に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(個人情報の保護)

第8条 概要書等を閲覧し、若しくは転記し、又は情報公開請求により写しの交付を受けた者は、これらにより知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日告示第159号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第129号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の松阪市建築計画概要書閲覧規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年3月31日告示第170号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日告示第99号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月16日告示第319号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

概要書等閲覧申込書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住所

氏 名

電話 ()

建築基準法第93条の2の規定により、下記の書類の閲覧を申し込みます。

記

閲覧しようとする書類の種類 （該当する書類に○を付けてください。）	・建築計画概要書 ・その他（ ）
所 在 地	
建築主又は築造主	
確 認 番 号	
建築確認台帳記載事項証明書の交付（1通につき200円）	要 不要
閲覧の目的 （ダイレクトメールの送付・訪問販売目的の閲覧はできません）	（具体的に記入してください）
※受付欄	※決 裁 欄

※欄は記入しないこと。